

大和市監査委員告示第 2 4 号

令和 3 年 9 月 2 8 日付け大和市監査委員告示第 2 1 号をもって公表したこども部に対する監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 3 年 1 1 月 5 日

大和市監査委員 佐 藤 光 徳

大和市監査委員 青 木 正 始

監査の結果	措置の内容
<p>(ほいく課) 収入調定に関する事務において、調定の事務手続きに誤りのあるものがあった。</p>	<p>(ほいく課) 年度当初に今年度分の賃借料を調定すべきところ、事務処理を誤り、収入の時期に合わせて調定を行ったものです。調定事務について担当者の理解を図るとともに、複数の職員による確認を徹底し、適切に事務処理を行います。</p>